

IEEE OES Japan Chapter 運用内規

提案	1996年4月15日
修正	1996年4月15日
修正	2015年8月4日
修正	2015年12月28日

1. 本 IEEE OES Japan Chapter は、The Institute of Electrical and Electronics Engineering, INC. (IEEE) の Oceanic Engineering Society (OES) の Tokyo Chapter として、1995 年 8 月 7 日に設立が承認され、その後、IEEE OES Japan Chapter (通称) と改めた。
2. 本運用規定では、その運用について規定する。
3. 名称：本 Chapter 名は、IEEE OES Japan Chapter とする (通称並びに商号登録名称)。
4. 登録住所：住所は、〒153-8505 東京都目黒区駒場 4-6-1 とする (商号登録住所)。
5. 目的：我が国における海洋関連工学の世界的な活動を推進する。
6. 活動：上記目的を達するための非営利的活動を行う。
7. 会員：IEEE OES に所属する IEEE 会員とする。
8. 構成：本 Chapter に以下の構成員からなる役員会および各種委員会を置く。また、役員会および各種委員会の委員長および幹事により幹事会を構成する。役員会および幹事会は、議長が召集する。当該年度最新版の役員会構成員を別紙 1 として添付するものとする。

役員会 Executive Committee

議長 (Chair) :	1 名
副議長 (Vice-Chair) :	2 名程度とする
事務局 (Secretary) :	1 名
会計 (Treasurer) :	1 名
監事 (Controller) :	1 名

各種委員会 Ex-Officio Administrative Committee

委員長 :	1 名
幹事 :	1 名
委員 :	数名

幹事会 Administrative Committee

役員会の構成員
委員会の委員長および幹事

9. 選挙：次期議長候補は幹事会により推挙され、総会において承認される。次期幹事会構成員の選出および任期途中で交代する者は、総会において承認された議長が、幹事会において協議して推挙し、幹事会構成員の過半数の承認を経ておこなわれる。結果は、事務局によりホームページ等で周知されるとともに、次回総会において議長より報告される。
10. 任期：幹事会の構成員の任期は、2 年度 (初年度 7 月 1 日～3 年度? 6 月 30 日まで) とするが、重複は妨げない。任期途中で交代する場合には、後任者は、残りの任期とする。
11. 総会：総会は年に 1 回開催される。開催案内は、開催の 1 ヶ月前までに E-mail (あるいは Fax、手紙など) により本 Chapter の会員に連絡される。座長は、議長がおこない、

議長選出および会計等に関わる承認議案は、出席者の過半数の賛成により成立する。総会に出席できない場合は、議長一任とみなす。承認された議案については、事務局によりホームページ等で周知される。

12. 役員会：役員会は我が国における海洋関連工学の世界的な活動を推進するために必要な事業の実施をおこなうために幹事会の招集を行うとともに、前年の事業報告及び収支決算、並びに当該年の事業計画及び予算案を作成し報告する。
13. 幹事会：幹事会は、役員会の構成員および委員会の委員長および幹事により構成される。幹事会は、議長が必要に応じて召集し、座長をする。幹事会は、本 Chapter の議長の推挙をおこなう。また、幹事会構成の推挙ならびに承認をおこなう。また、本 Chapter の活動についての必要な決定および実行、事業の実施をおこなう。幹事会での議案の審議には、幹事会構成員の過半数の承認が得られるものを承認議案とする。審議には、E-mail による審議を認める。幹事会での承認事項は、議長により総会で報告される。
14. 運用内規の変更：本運用内規は、本 Chapter の活動についての必要な決定および実行に関わるものであるため、変更は幹事会の審議承認事項とする。また、15 にあげる IEEE OES Japan Chapter Young Researcher Award 選考の運用ガイドラインの変更についても同様の規定とする。
15. 委員会：本 Chapter の目的を達成するために、各種委員会を設けることができる。委員会には委員長および委員数名を置く。また、幹事を置くことができる。委員会の設置ならびに委員長他構成員は、幹事会での協議・承認を経て、議長が総会で報告をおこなう。各委員会の委員長ならびに幹事は、幹事会の構成員の一員とする。当該年度最新版の委員会および構成員リストを別紙 2 として添付するものとする。
16. 表彰：2008 年度に設けられた IEEE OES Japan Chapter Young Award 選考については、別紙 3 に定めるガイドラインに沿って運用する。
17. 事業：本 Chapter の目的を達成するために、講演会、国際シンポジウム/WS などの事業をおこなう。
18. 実行委員会：国際シンポジウム/WS 等の非定常的な活動をおこなうために、実行委員会を設けることができる。実行委員長は、IEEE OES に所属する IEEE 会員とし、原則として本 Chapter の会計担当役員が実行委員会の会計を担当する。
19. 会計報告および予算：前年度の会計報告および予算は、総会において承認されるものとする。会計報告および予算は、本 Chapter の会計担当役員が報告をおこない、総会における承認後、監事により確認される必要がある。シンポジウム等の非定常的な実行委員会における活動の会計は、本 Chapter の会計担当役員により総会において報告され、承認を得るものとする。
20. その他
 - (1) 次の事項は議長の先決とする。
各種行事の協賛

2016年6月29日

別紙 1

2016年度の役員会構成員リスト

役員会 Executive Committee

議長 (Chair) :	川口 勝義 (JAMSTEC)
副議長 (Vice-Chair) :	林 昌奎 (東京大学)
	杉松 治美 (東京大学)
事務局 (Secretariat) :	巻 俊宏 (東京大学)
会計 (Treasurer) :	斯波 尚志 (日本電気)
監事 (Controller) :	高品 純志 (横浜国立大学)

別紙2

2015年度現在の委員会および構成員リスト

委員会リスト

(1) IEEE OES Japan Chapter Young Researcher Award 選考委員会

- ・2008年度よりおこなっている IEEE OES Japan Chapter Young Researcher Award 受賞者を選考・表彰する委員会

委員長： 1名
委員： 数名程度とする
選考委員会幹事： 1名

(2) Technical Committee 各分野の委員は1~2名程度とする

- ・IEEE OES Journal の Special Issue 等の査読・編集
- ・その他、Technical 活動の企画、運営

委員長： 1名
音響 (Acoustics) :
海洋工学 (Marine Engineering) :
海洋生物および環境 (Marine Biology and Environment) :
観測ケーブルシステム (Observation Network) :
ロボット工学 (Robotics) :
センサー/センシング (Sensor, Sensing) :

(3) IEEE OES Newsletter Editorial Committee

- ・IEEE OES Newsletter “OES Beacon “(年4回出版) の企画・編集
- ・2015年2月より活動開始

委員長 (Editor in Chief) :
委員 (Board members) : 数名程度とする

委員会構成員リスト

(1) IEEE OES Japan Chapter Young Researcher Award 選考委員会

委員長：浅川 賢一 (JAMSTEC)
委員：前田 久明 (日本大学)
委員；高木 健 (東京大学)
委員：川口 勝義 (JAMSTEC)
委員：有馬 正和 (大阪府立大学)
幹事：北澤 大輔 (東京大学)

(2) Technical Committee

委員長：高木 健 (東京大学)
音響 (Acoustics) :越智 寛 (JAMSTEC)
海洋工学 (Marine Engineering) : 高木 健 (東京大学)
海洋生物および環境 (Marine Biology and Environment) : 赤松 友成 (水産総合研究センター)、北澤 大輔 (東京大学)
観測ケーブルシステム (Observation Network) :川口 勝義 (JAMSTEC)
ロボット工学 (Robotics) : 有馬 正和 (大阪府立大学)
センサー/センシング (Sensor, Sensing) : 林 昌奎 (東京大学)、西田周平 (東京大学)

(3) IEEE OES Newsletter Editorial Committee

委員長：杉松 治美（東京大学）
委員：有馬 正和（大阪府立大学）*幹事
委員長：浅川 賢一（JAMSTEC）
委員：川口 勝義（JAMSTEC）
委員：卷 俊宏（東京大学）
委員：松田 匠未（東京大学）
委員：斯波 尚志（日本電気）
委員：Blair Thornton（東京大学）

別紙 3

IEEE OES Japan Chapter Young Researcher Award 選考ガイドライン

提案 2008年12月27日

修正 2015年8月4日

修正 2016年7月8日

1. IEEE OES Japan Chapter Young Researcher Award を設ける。
2. 対象とする会議は、IEEE OES またはIEEE OES Japan Chapter が主催または共催する国際学術会議および国内学術会議とし、Chapter 幹事会において定める。
3. 対象会議名は年初にChapter ホームページに掲載し、IEEE Japan Council に登録する。
4. 選考の対象者はIEEE 会員もしくは受賞時点までに会員申請をすませたもので、39歳以下の筆頭著者で発表者とする。選考の対象者が学生の場合は、35歳以下の筆頭著者で発表者を対象とする。ただし、大学等の教育機関を卒業、修了、或いは退学した後、2年を超える就業期間を過ぎて再び、企業、団体等に在籍したまま大学等の教育機関において学ぶ社会人学生は、Award選考に際して学生ではなく、一般社会人の扱いとする。
5. 受賞者数は対象者の10%以内、もしくは5件以内のいずれか少ない方とする。年2回6月と11月ごろに表彰選考を行なう。
6. IEEE OES からの受賞済み論文は対象外とする。
7. 受賞者は審査委員会において決定する。審査委員長と審査委員および幹事は、幹事会での協議・承認を経て、議長が総会で報告を行う。審査委員は委員長を含めて3名以上とする。
8. 選考は、論文の内容、発表技術を含めて審査し、審査委員の評点を集計し優秀な論文を選定する。審査委員長は受賞理由を取りまとめてChapter Chair に報告する。
9. 対象論文の共著者が審査委員に含まれる場合、この審査委員は共著となっている対象論文の選考には関与しない。
10. 推薦者は、別途定める推薦書により候補者を、募集期限内に選考委員会に推薦する。
11. 推薦者はIEEE 会員とする。自薦も受理する。
12. 受賞者には賞状と賞金を授与する。
13. 賞金は受賞者の所得として扱い、受賞者には適正な会計処理を指導する。
14. 受賞決定後すみやかに受賞者氏名、論文題目、受賞理由、授与基準、該当国際会議の論文採択率、受賞候補者総数、受賞者割合、選考委員会の構成をChapter ホームページに記載するとともに、IEEE Japan Council に通知する。
15. 本ガイドラインの変更は、IEEE OES Japan Chapter 運用内規の規定に準じ、幹事会の審議承認事項とする。
16. 本ガイドラインを Chapter のホームページに掲載する。